

相談事例から見た
「相続問題の解決」について

弁護士 椿原 剛

1 相続手続について

- ▶ ・相続の開始
- ▶ 民法882条
- ▶ 「相続は、死亡によって開始する。」
- ▶ → 民法の意思主義との関係
- ▶ → 被相続人の意思はどこへ？

1 相続手続について

- ▶ ・原則、法定相続分に従う
- ▶ → 特別受益、寄与分の主張
- ▶ ・遺産分割協議
- ▶ → 遺産分割調停、審判
- ▶ ・遺言書の作成
- ▶ ・相続放棄（≠相続分の放棄、相続分の譲渡）
- ▶ （遺産分割の前提問題については訴訟等）
- ▶ （遺産分割の対象？→預貯金に関する最判）

1 相続手続について

- ▶ ・被相続人の意思を反映させるには？
- ▶ → 遺言（民法967条以下）
- ▶ 種類：自筆証書遺言
- ▶ 公正証書遺言等
- ▶ ※遺言能力が必要
- ▶ c f 後見（任意後見）、財産管理契約

1 相続手続について

- ▶ ・ 自筆証書遺言
 - ▶ 要式：全文、日付、氏名を自書の上、印を押す
 - ▶ なお、裁判所での要検認（有効無効ではない）
 - ▶ → 自筆証書遺言保管制度（法務局）
- ▶ ・ 公証証書遺言（秘密証書遺言）
 - ▶ 公証役場にて公証人が作成する

1 相続手続について

- ▶ ・ 相続放棄
- ▶ 3か月以内に家庭裁判所で申述（郵送可）
- ▶ → 延長、経過後の相当の理由
- ▶ → 遡って相続人でなくなる
- ▶ → 積極と消極の財産の比較
- ▶ c f 相続分の放棄と譲渡
- ▶ 遺産分割協議で相続分を0にする

2 相続対策について

- ▶ ・争いの種？
- ▶ 前述の特別受益や寄与分の主張
- ▶ 疎遠となって久しい相続人
- ▶ 相続人が多数（兄弟姉妹、代襲等）
- ▶ ・被相続人の意思を反映させることが一つの解決
- ▶ → 遺言書を作成する
- ▶ （遺留分に注意、これも争いの種）

3 相続に関する事例

- ▶ ・争いとなった事例
- ▶ ①複数の不動産、兄弟間の争い
- ▶ ②唯一の相続人と他の親類の争い
- ▶ ③連絡がつかない相続人
- ▶ ④長年の間、相続問題を放置
- ▶ c f 相続登記の義務化、令和6年4月から

3 相続に関する事例

- ▶ ・争いとならなかった事例
 - ▶ ①公正証書遺言と遺言執行者
 - ▶ ②自筆証書遺言と遺留分
 - ▶ ③被相続人の意思が相続人間の共通認識
- ▶ (弁護士業務の都合、原則、争いがあります)

4 あらかじめの対策

- ▶ ・ 自筆証書遺言、公正証書遺言の作成を検討
- ▶ 争いのある事例の②は間に合わなかった事例
- ▶ → 被相続人には将来のプランがあった様子
- ▶ → ある日、突然・・・
- ▶ ・ 遺言の相談は増加傾向（のような気がします）
- ▶ あらかじめの準備が重要と思料されます
- ▶ （相続財産の範囲も明らかにしやすい）

5 最近の傾向

- ▶ ・突然、金融機関等から連絡が・・・
- ▶ → 疎遠な親類、情報がない
- ▶ → 相続放棄 or 時効の援用
- ▶ ・土地と建物があるものの・・・
- ▶ → 固定資産税
- ▶ → 処分できるか
- ▶ ・相続放棄をするとしても・・・
- ▶ → 残った財産をどうするか

▶ ご静聴、ありがとうございました